

小牧市内で新規起業をお考えの方を応援します！

小牧商工会議所起業者助成制度

■募集期間 平成**30**年**5**月**1**日～**7**月**2**日

■助成金限度額 1, 0 0 0 万円※補助金枠と借入金枠は同額となります。
内訳 小牧商工会議所補助金枠 最高500万円
東春信用金庫の借入金枠 最高500万円とする。

□東春信用金庫の借入金枠

- ・貸付利率 東春信用金庫所定利率
- ・借入期間 10年以内
- ・返済方法 均等分割弁済
- ・担保 不要
- ・連帯保証人 原則として会社の代表者以外の連帯保証人は不要
- ・保証 愛知県信用保証協会付とする



■募集対象となるもの・対象となる事業

事業を営んでいない個人（平成30年8月1日以降に開業される方）が、助成金交付決定後1ヶ月以内に新たに個人又は2ヶ月以内に新たに会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社又は士業法人）として起業を目指すもので、以下の要件のすべてに該当するものを対象とする。

- (1) 小牧市の産業振興あるいは地域活性化（観光振興を含む）に資すること。
- (2) 起業する業態や事業内容が従来事業と比べ新規性、ベンチャー性があること。
- (3) 起業が確実であり、事業内容の熟度が高いこと。
- (4) 市場や消費者ニーズをとらえたビジネスプランであり、需要や雇用を創出する事業であること。
- (5) 原則として小牧市内に住居があり、以下の条件を満たすこと。
 - ①個人として起業する場合は、開業予定地が小牧市内であること。
 - ②会社として起業する場合は、小牧市内に本店の設置及び事業拠点をおくこと。
- (6) 起業を予定している事業が、農業、林業、漁業、遊興娯楽業のうち風俗関連営業、金融業に該当していないこと。
- (7) 営業にあたって資格・許認可が必要な業種を開業する場合、起業日までに取得（受付時には取得見込も可）できること
- (8) 起業後速やかに小牧商工会議所の会員となるとともに、小牧商工会議所のサポート（経営指導等）を継続して受けること。
- (9) 本助成制度と国・愛知県・小牧市及び他の団体から同一内容の事業計画での補助金交付を受けていないこと。（例えば、国の創業補助金など）
- (10) 愛知県信用保証協会の信用保証対象資格があること
- (11) 次の欠格事項に該当しておらず起業する業が関係法令または公序良俗に反しないこと。
 - ① 国税または地方税を滞納しているもの。
 - ② 金融機関等からの融資等を受け、その債務の履行を怠りまたは滞っているもの。（ただし、金融機関等が認めた返済計画を立てているものを除く）
 - ③ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの。
 - ④ その業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの。

■利用手続き

- ① 申込人が当所に相談
- ② 当所の調査（申込人が申請書等を当所に提出）
※必要な書類については裏面をご確認下さい。
- ③ 事前審査後、当所より申込人に対して採択・不採択通知
- ④ 採択通知を受けた申込人は、借入の申請を東春信用金庫小牧市内の店舗にて手続
- ⑤ 本審査で審査員に対しプレゼンテーション
- ⑥ 本審査会での審査結果に基づき、当所より申込人に対して助成金交付決定・不交付決定通知
- ⑦ 申込人は開業届または登記等の届出後に各所に対し申請
- ⑧ 申込人は、申請に基づき、融資・助成金の交付を受ける



■お問合せ 小牧商工会議所
小牧市小牧五丁目253
TEL:0568-72-1111 FAX:0568-76-2581

【申請書提出時に必要なもの】

区分	必要な書類等	チェック欄
共通	申請書（様式1）	
	事業計画書（様式2）	
	個人情報の提供に関する同意書（様式3）	
	個人情報の第三者提供に関する同意書（様式4）	
	3年分の所得証明又は課税証明	
	国税および地方税の納税証明	
	住民票	
	事業を行う場所の地図	
	創業資金（自己資金）を証する書面（預金残高確認資料）	
設備資金を含む場合	パンフレット、製品カタログ、設備の見積書等事業計画書の記載内容に関する資料	

【助成金交付決定後、提出するもの】

区分	必要な書類等	チェック欄
申込人が個人の場合	開業届（税務署の受付印があるもの）の写し等の開業年月が確認できる資料	
申込人が会社の場合	商業登記にかかる登記事項証明書又は商業登記簿謄本、定款の写し（届出後提出）	
行政機関等の許認可を必要とする業種の方	許認可証の写し ※交付後、すみやかに提出	

